

阿倍野区在宅サービスセンター環境衛生特別清掃業務 仕様書

【共通】

- 1 件名 阿倍野区在宅サービスセンター 環境衛生特別清掃業務
- 2 委託内容 (1) 貯水槽清掃及び消毒
(2) 厨房清掃（グリストラップ、コンロ周辺、排水管等）
(3) 床面・カーペット洗浄・ワックス掛け
※個別仕様書にて表記
- 3 委託期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
- 4 対象建物 阿倍野区在宅サービスセンター 大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8
- 5 作業頻度 (1) 年1回
(2) 年2回
(3) 年2回
- 6 作業日時 落札後に双方協議のうえ、各々日程を調整する。
<参考>開館日時 月～金 9:00～19:00
土 9:00～17:30
休館日 日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）
- 7 作業範囲 館内各所
※個別仕様書にて表記
※施設平面図を参照
- 8 用具・消耗品等
(1) 作業に必要な清掃用具及び機器並びに洗剤等の消耗品は受託者にて準備する。
(2) 作業員が使用する軍手・手袋・作業靴などの物品は受託者が準備する。
- 9 駐車場
交通手段として車を使用する場合は、作業時間中本会駐車場スペースを原則提供する。
※但し、本会事業上やむを得ない事情で当該駐車場が使用できない場合は、受託者にて駐車スペースを確保する。
- 10 作業にかかる費用負担
作業実施に要する電気・用水は本会の負担とする。
- 11 従事者
(1) 受託者は従事者の選定を行い、一切の管理監督を行うとともに、安全に配慮した作業に務めること。
(2) 一定の資格を要する作業については、個別仕様書に記す。
- 12 清掃業務の報告及び確認
(1) 作業終了後に、作業・チェック書類等（様式自由）で本会へ報告するものとする。
(2) 作業中に破損や不具合部分を見つけたときは、遅滞なく本会へ報告すること。
(3) 作業中における破損が生じたときは、速やかに本会へ報告すること。
(4) 本会より作業の実施状況について確認の求めがあった場合には、これに立ち会うものとする。

1 3 付帯事項

- (1) 仕様書記載をもとに総額を算出のうえ応札すること。
- (2) 入札参加申請又は入札書提出期間の間に現地確認を行うこと。
- (3) 本件は再委託を認めない。
- (4) 本事業の執行については、関係法令及び区社協各種規程等を遵守し適切に行うこと。
- (5) 大阪市暴力団排除措置要綱を遵守すること。
- (6) その他、この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議とするものとする。

1 4 担当者

〒545-0037 大阪市阿倍野区帝塚山1丁目3番8号

社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会

(担当：西口／陰山) TEL 06 (6628) 1212

FAX 06 (6628) 9393

【貯水槽清掃及び消毒】

- 1 作業内容 貯水槽清掃及び消毒
- 2 履行頻度 年1回（9月～11月頃） ※受託者と別途協議する
- 3 履行場所 阿倍野区在宅サービスセンター 地下機械室内
- 4 根拠法令等 水道法34条の2、同法施行規則第55条
- 5 対象規格 1基
名称：ヒシタンク 槽数：二槽式 容量：10.5 m³
構造：FRP製 設置場所：地下
- 6 業務委託詳細内容
 - (1) 一般事項
 - ア 作業及び使用器具は、タンクの清掃専用のもとする。
 - イ タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
 - ウ 熱中症等の対策を講じて実施する。
 - (2) 作業班の編成及び清掃作業監督者・作業従事者の配置
 - ア 作業班の編成
 - 一 作業監督者またはそれと同等の者を責任者とし、複数名からなる作業班を編成の上作業を行う。
 - 二 設備、清掃条件により必要に応じて増員する。
 - イ 作業監督者及び作業従事者
清掃作業は、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者が責任者として行うこと。また、従事者は飲料水貯水槽清掃作業の研修を修了した者であること。
 - 一 健康を保持し、清掃日の前日の入浴、作業直前の手足などの洗浄および消毒を励行する。
 - 二 全従事者は、6ヶ月以内に1回検便その他健康診断を行い、保菌がないものを行うこととする。
 - 三 伝染病病原菌の保菌者及び作業当日健康状態不良（下痢、発熱等）の者は、作業に従事させてはならない。
 - (3) 事前の点検
貯水槽の適切な清掃を行うため、十分な打ち合わせを行い、次により事前点検を行う。
 - 一 給水施設図面等により、その構造、配管、電気配置等を確認する。
 - 二 貯水槽周辺の状況、不衛生なごみの有無等を点検する。
 - 三 マンホールの施錠の有無や汚水、雨水等の浸入の有無を点検する。
 - 四 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間、吐水口空間を点検する。
 - 五 水抜管、通気管及びオーバーフロー管等開口部の防虫設備を点検する。
 - 六 貯水槽の水漏れ、外壁の損傷等を点検する。
 - 七 各種機器（ボールタップ・満減水警報装置・フロートスイッチ又は電極式制御装置・給水ポンプ・フート弁・塩素滅菌機等）の作動状態を点検する。
 - 八 作業場所の安全性を確認する。

(4) 清掃作業準備

- ア 貯水槽清掃専用の使用器具を使用前に洗浄消毒する。
- イ 専用の作業着を作業現場にて着用する。
- ウ 清掃前に給水栓末端の残留塩素を測定し同時に臭い・味・色・濁りの有無を確認する。

(5) 清掃作業

- ア 清掃前の汚れ状況を写真撮影する。
- イ 槽内の水あか、バクテリア等の除去清掃を行う。(汚れのひどい場合は貯水槽清掃 専用洗剤を使用し確実に汚れを落とす。)
- ウ 必要に応じて槽内給水管等の錆の状況教を写真撮影し、除去できる錆は除去する。
- エ 槽内の洗浄残水は確実に除去する。
- オ 清掃後の写真撮影をする。
- カ 槽内に作業用具の置き忘れ異物等の有無を確認する。

(6) 消毒

- ア 次亜塩素酸ナトリウム 100 mg/ 溶液又は同等の消毒液を2回以上噴霧する。
- イ 消毒終了後少なくとも30分以上経過したのち、再度水洗いしてから水張りを行う。

(7) 清掃後の点検

- ア 給水ポンプ・警報盤等の操作盤の復旧確認を確実に行う。
- イ 給水栓から水が出ることを確認する。
- ウ 給水栓より十分に放水した後、水質検査を行い、異常のないことを確認する。
- エ 水質検査は下表の項目を行い、それぞれ基準に適合していることを確認する

検査項目	基準
残留塩素濃度	遊離残留塩素の場合は 0.2 mg/ 以上 結合残留塩素の場合は 1.5 mg/ 以上
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
臭気	異常ではないこと
味	異常ではないこと

7 報告書の作成・提出

作業報告書

清掃消毒業務の報告書は、次のとおりとし、作業完了後、速やかに提出する。

作業完了報告書

- 一 作業記録（清掃前・後写真、各槽1枚以上）・・・・・・・・・・ 1部
- 二 槽内外点検表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

8 再委託の禁止

本清掃消毒作業の義務及び権利を第三者に譲渡したりこの処理を再委託してはならない。

但し、受託者と予め産業廃棄物処理における提携している業者がある場合は、この限りではない。

9 疑 義

その他、本仕様書に定めていない事項または疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

10 工 程

ア 作業の工程については、その都度発注者と打ち合わせを行うものとする

イ 断水を伴う作業の場合は、土日及び祝日などセンター利用の少ない日程も含め、日程調整を行うこと

11 付帯事項

ア 各種法令及び条例を遵守すること。

イ 作業に必要な電力及び水道は、発注者にて提供するものとする

ウ 官公庁等に必要な手続きがある場合は、受注者によって行うこと。

エ 作業により出た廃棄物は撤去し、処分すること

オ その他作業について必要がある場合は、その都度発注者と協議を行うこと

【厨房清掃】

- 1 作業内容 厨房内洗浄（汚泥及び油脂分除去）並びに消毒
- 2 履行頻度 年2回 ※受託者と別途協議する
- 3 履行場所 阿倍野区在宅サービスセンター 2F 厨房
- 4 作業範囲
 - (1) グリストラップ
 - (2) 排水管
 - (3) コンロ周辺
 - (4) レンジフード
 - (5) 床面
- 5 作業詳細
 - (1) 作業方法（高圧洗浄機・スチームクリーナーの使用等）については、必要に応じて受託者が選定するものとする。
 - (2) 作業に際して排出した汚泥及び油脂等は産業廃棄物として処理を行うこと。
 - (3) 薬剤使用の場合は、安全に配慮して実施するものとする。
 - (4) 洗浄及び消毒に使用する薬剤は食品衛生法に適合したものであること。
- 6 再委託について
 - 5-(2)の産業廃棄物処理について、受託者の関係会社への再委託をすることができる。但し、事前に委託者の許可を得ること。
- 7 その他
 - (1) 熱中症及び換気等の対策を十分に講じて実施する。
 - (2) 作業後は、委託者への報告とともに薬剤使用の際は入室可能時間及び床の乾燥時間など入室・使用可能な時間を教示すること。
 - (3) 6の廃棄物処理については、廃棄証明書（マニフェスト）を作成すること

【床面・カーペット洗浄・ワックス掛け】

- 1 作業内容 洗浄及びワックス掛け
- 2 履行頻度 年2回 ※受託者と別途協議する
- 3 履行場所 阿倍野区在宅サービスセンター 各フロア（1～3F）
- 4 作業範囲
 - 1F 玄関内外フロア～駐輪場
エレベーターフロア～廊下
相談室①②
事務所
 - 2F エレベーターフロア～廊下
ボランティア活動センター ※
小会議室
 - 3F エレベーターフロア～廊下
大会議室 ※共有 階段床面
- 5 作業詳細
 - (1) ポリッシャー機器の使用等による専門清掃とし、その手順・方法については受託者において選定するものとする。
 - (2) ※2か所については、カーペット敷となっており、洗浄と共に防ダニの施工を行う
 - (3) ワックス掛けは、玄関石床及びカーペット以外の部分で行う。
 - (4) 薬剤を使うに際し十分な換気を行い実施すること。
- 6 その他
 - (1) 熱中症及び換気等の対策を十分に講じて実施する。
 - (2) 作業後は、委託者への報告とともに薬剤使用の際は入室可能時間及び床の乾燥時間など入室・使用可能な時間を教示すること。